契約書面

第1条 (契約の成立)

申込者(以下「甲」といいます。)は、本日、契約書の内容及び以下の条項を承諾したうえで、イングリッシュ・ビレッジ(以下「乙」といいます。)に対し、入会・受講契約の申込みを行い(ただし、甲が申込み時に未成年者である場合には親権者の承諾が必要となります。)、乙がこれを承諾することによって、特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)に基づく契約(以下「本契約」といいます。)が成立します。

第2条(役務の提供及び対価の支払)

- 1 乙は、甲に対し、第3条に定める英会話学習コースうち、甲が申込時に選択したコース(受講態様と受講料の支払方法に基づいた分類となっています。)に応じた内容の役務を提供します。
- 2 甲は、本契約に従い、入会金、更新料、受講料、その他の対価を支払期限までに支払 います。詳細は本契約書添付の概要書面に従います。

第3条(各コースの形態)

- 1 本契約書記載の各コースの受講形態については、次のとおりとします。
- (1) お試しコース

入会するか否かを検討するためのコース 外国人講師と1対1で行うマンツーマンの体験レッスン 40分レッスン2回分を受講することができます

受講料は7.500円(税別)

ご希望のスクール(校舎)において受講していただくことができます

- (2) マンスリーチャージコース
 - ①単校プライベート 320 分

外国人講師と1対1で行うマンツーマンのレッスン 受講場所は甲が予め選択した特定の校舎 受講料は受講1回(40分)あたり2,100円(税別) 毎月8回分の受講料を予めお支払いいただきます 手数料月額100円(税別)をご負担いただきます

②単校プライベート 160 分

外国人講師と1対1で行うマンツーマンのレッスン 受講場所は甲が予め選択した特定の校舎 受講料は受講1回(40分)あたり2,300円(税別) 毎月4回分の受講料を予めお支払いいただきます 手数料月額100円(税別)をご負担いただきます

③どこでもプライベート 320 分

外国人講師と1対1で行うマンツーマンのレッスン

受講場所は乙のすべての校舎から甲が毎回任意に選択することができます

受講料は受講1回(40分)あたり2.600円(税別)

毎月8回分の受講料を予めお支払いいただきます

手数料月額100円(税別)をご負担いただきます

④どこでもプライベート 160 分

外国人講師と1対1で行うマンツーマンのレッスン

受講場所は乙のすべての校舎から甲が毎回任意に選択することができます

受講料は受講1回(40分)あたり2,800円(税別)

毎月4回分の受講料を予めお支払いいただきます

手数料月額100円(税別)をご負担いただきます

- (3) フリーチケットコース
 - ①単校プライベート 400 分

外国人講師と1対1で行うマンツーマンのレッスン

受講場所は甲が予め選択した特定の校舎

受講料は受講1回(40分)あたり2,500円(税別)

1 単位(10回分)毎の申込みとなります

②どこでもプライベート 400 分

外国人講師と1対1で行うマンツーマンのレッスン

受講場所は乙のすべての校舎から甲が毎回任意に選択することができます

受講料は受講1回(40分)あたり3,000円(税別)

1単位(10回分)毎の申込みとなります

※マンスリーチャージコースについて

- ・ <u>入会金</u>は現金払いのみとなり、<u>受講料</u>及び<u>更新料</u>は銀行引落しのみとなります。 ただし、入会当初の受講料については受講開始日のご希望に応じて現金払いが可能 です。
- ・ 受講料が毎月26日に銀行引落しとなり、引落分毎に翌月16日以降から受講が可能な状態(チャージ)となります。
- ・ マンスリーチャージコースの受講料の引落しができなかった場合、受講料のチャージはできません。その場合、次月の引落し及びその後のチャージ完了までお待ちいただくことになります。チャージ完了までの間に受講をご希望される場合は、フリーチケットコース(400分)をご購入いただいて受講していただくことになります。
- ・ 受講料の銀行引落しが残高不足その他の理由によって2回続けてできなかった場合または申込み後累計3回できなかった場合には、以後マンスリーチャージコースの受講はできなくなり、フリーチケットコースへ自動的にコース変更となります。

この場合は所定の事務手数料のご負担が必要になります。チャージ済みの受講料があるときは、その全部または一部を事務手数料に充当します。チャージ済みの受

講料が事務手数料に不足するときは、その不足分を現金にてお支払いいただくことになります。なお、事務手数料に充当後もチャージ済みの受講料があるときは、入会金または直近の更新料の有効期間内である限り、フリーチケットコースでの受講料によるレッスンを受講していただくことは可能です。

また、マンスリーチャージコースの受講ができなくなった場合、再度マンスリーチャージコースでの受講を希望される方については、新たにお申込みのうえ、そのコース(単校プライベート・どこでもプライベート、320分・160分)に応じた受講料をチャージしていただく必要があります。この場合には入会金または直近の更新料の有効期間内である限り、新たな入会金は不要です。この場合、新たな申込みから6カ月未満の再度のコース変更については所定の事務手数料のご負担が必要になります。

- ※いずれのコースについても、ペアツーマン(外国人講師1名に対し2名1組のグループレッスン)での受講が可能です。グループ単位でのお申込みとなり、受講料はいずれのコースもお一人当たり半額となります。入会金及び更新料については、個別に1人ずつお支払いいただきます。
- ※引落口座及びいったん選択したコースを変更することも可能です。コース変更はすべてのコースが対象となりますから、単校⇔どこでもプラン間、フリーチケットコース⇔マンスリーチャージコース間、校舎または時間の変更のいずれの場合も含まれます。ただし、所定の事務手数料をご負担いただきます。
- 2 前項に記載した各コースの内容及び受講形態並びにこれらに応じて定める本契約書面の内容は、いずれも本契約締結時のものです。契約締結後に、乙がコースの種類等についてより多様かつ受講しやすいものとするために、種類、内容又は受講形態等について変更する場合があります。ただし、その変更が本契約の内容を直ちに変更するものではありません。乙は、コースの種類等を変更したときは、その内容を各スクール(校舎)内の掲示板および乙のホームページにおいて告知します。
- 3 担当講師については、乙が各校ごとに選定する講師の中から甲が選択することになります。乙は、講師の選択にあたって、できる限り甲の希望に沿うように配慮しますが、 特定の講師による受講を保証するものではありません。

第4条(有効期間・更新)

- 1 本契約の有効期間は入会日から1年後となる日が属する月の翌月5日までです (ただし、お試しコースについては2 γ 月とします。)。ただし、更新後は更新時から1 2 か月間です。
- 2 本契約は更新することができます(ただし、お試しコースの場合を除きます。)。

第5条(受講場所)

甲は、単校プライベート 320 分・160 分・400 分については甲が予め選択した特定の

校舎において受講することとし、お試しコース及びどこでもプライベート 320 分・160 分・400 分については甲が毎回任意に選択した校舎において受講するものとします。

第6条(申込み後のクーリング・オフ等)

解除することができます。

- 1 甲は、本契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面によって本契約を解除することができます。
- 2 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって契約を
- 3 第1項または前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面 を発信した時にその効力を生じます。
- 4 第1項または第2項により契約が解除された場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- 5 前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時にその効力を生じます。
- 6 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。返還は第3項の書面を受領した後になります。なお、返還を送金の方法で行う場合の手数料についてはご負担いただきます。

第7条 (中途解約)

- 1 第6条第1項に定める期間の経過後に甲から契約の解除の申し出があった場合、乙は、次の①②に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。
 - ①契約の解除が受講開始前である場合 初期費用及び管理費用(プログラム作成及び個別ファイル作成・管理費用 1 万5千円)
 - ②契約の解除が受講開始後である場合(アとイの合計額)

ア 受講済レッスンの対価に相当する額

受講料の総額÷受講可能総回数×受講済回数

- +初期費用及び管理費用(プログラム作成及び個別ファイル作成・管理費用1万5千円)
- イ 本契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額 契約残高の20%または5万円のいずれか低い額
- 2 第1項によって契約が解除された場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしく は媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することが できます。

甲が乙に関連商品を返還した場合、未使用分に相当する前受金については、乙は 甲に当該金額を返還します。

- 3 乙の事情変更等に基づく中途解約については、解約手数料等を徴収しません。
- 4 返還金がある場合、乙は、甲に対し、甲が指定する方法で速やかに返還します。なお、返還を送金の方法で行う場合の手数料についてはご負担いただきます。
- 5 入会金及び更新料の返金はいたしません。

第8条(個人情報保護)

- 1 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用 します。
 - ①甲に対する案内、情報提供
 - ②甲から受けた照会に対する回答
- 2 本契約に基づいて乙が得た個人情報を第三者へ開示・提供することはありません。 ただし、法令その他の正当な理由がある場合を除きます。

第9条(紛争解決)

- 1 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、甲乙が協議の上、解決するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の法 規に従います。

第10条(申込書/契約書との一体性)

本契約書面は、甲乙間において取り交わす申込書/契約書と一体をなすものとして取り扱います。

第11条(利用規約の変更)

乙は、本契約書添付の受講規約について、甲の承諾を得ることなく、適宜、その内容を変更することができるものとします。 変更後の利用規約については、各スクール (校舎) 内の掲示板および甲のホームページにおいて告知した時点で効力を生じるものとし、

2020年7月31日現在

手数料一覧

【引落し手数料】

マンスリーチャージコースの受講料の引落しついては、毎月、引落し手数料 100 円(税別)のご負担をお願いいたします。

【引落しができなかった場合の手数料】

- 1 受講料の銀行引落しが残高不足その他の理由によって2回続けてできなかった場合または申込み後累計3回できなかった場合には、以後マンスリーチャージコースの受講はできなくなり、フリーチケットコースへ自動的にコース変更となります。この場合は事務手数料 15,000 円 (税別) のご負担が必要になります。
- 2 マンスリーチャージコースの受講ができなくなった場合、再度マンスリーチャージコースでの受講を希望される方については、新たにお申込みのうえ、そのコース(単校プライベート・どこでもプライベート、320分・160分)に応じた受講料をチャージしていただく必要があります。この場合には入会金または直近の更新料の有効期間内である限り、新たな入会金は不要です。ただし、新たな申込みから6カ月未満の再度のコース変更については事務手数料 15,000 円 (税別) のご負担が必要になります。

【コース変更等の場合の手数料】

- 1 コース変更にあたっては、次の場合を除き、事務手数料 3,000 円 (税別) のご負担が必要になります。
 - ①フリーチケットコースの単校コースにおいて新規入会後6カ月以内の登録校舎の変更 (1回目の変更に限ります。)
 - ②フリーチケットコースのどこでもコース\ 単校コース間の変更
 - ③フリーチケットコースからマンスリーチャージコースへの変更(1回目の変更に限ります。)
- 2 マンスリーチャージュースについては、1年間の継続受講を予定したコースであることから、上記 1とは異なり、同コースでの受講開始後6カ月未満でのフリーチケットコースへのコース変更につい ては、事務手数料15,000円(税別)のご負担が必要になります。
- 3 引落口座の変更については事務手数料3,000円(税別)のご負担が必要になります。

【送金手数料】

甲の希望・指示等に基づいて送金手続を行う場合には、手数料 1,000 円 (税別) のご負担をお願いいたします。